

広島県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和七年七月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施 術 所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
羅 偉 桜	アイハンド訪問 はりきゆう治療院	東広島市西条町御 藺宇三五〇九番地 長者一―マンシヨ ン二〇三号	はり・きゆう	令和七年五月一日
寺 井 寿 美	アイハンド訪問 はりきゆう治療院	東広島市西条町御 藺宇三五〇九番地 長者一―マンシヨ ン二〇三号	はり・きゆう	令和七年五月一日